

池田町告示第114号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2第3項の規定に基づき、池田町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和6年9月25日

池田町長 安井美裕

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況（令和5年度）

（単位：人）

区分	大学卒		短大卒		高校卒		計	うち試験採用
	うち試験採用		うち試験採用		うち試験採用			
その他一般職に属する職員	3	3			2	2	5	5
看護・保健職								
福祉職								
合計	3	3			2	2	5	5

（注）①看護・保健職…保健センターの保健師 ②福祉職…発達支援係等の保育士
③その他一般職に属する職員…上記①から②までに掲げる職員以外の職員（次の（2）において同じ。）

イ 職員の退職の状況（令和5年度）

（単位：人）

区分	自己都合	定年退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	その他	計
その他一般職に属する職員	4						4
看護・保健職							
福祉職							
合計	4						4

ウ 職員数、職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分		職員数		対前年増減数	増減の主な原因
		R5年度	R6年度		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	38	39	1	職員異動による増
	税務	9	8	▲1	職員異動による減
	農水	17	16	▲1	職員異動による減
	商工	2	2		
	土木	10	10		
	民生	11	14	3	職員異動による増
	衛生	13	13		
	小計	102	104	2	
特別行政部門	教育	11	11		
公営企業等会計部門	水道	4	4		
	下水道	4	4		

	その他	26	26		
	小計	34	34		
合計		147	149		

(注) 区分は、令和6年度地方公共団体定員管理調査の区分に従い、表中「その他」は、ブドウ・ブドウ酒研究所職員、国民健康保険事業職員及び介護保険事業職員等である。

エ 一般行政職の職級別の職員数（令和6年4月1日現在）

区分	職務の名称	職員数 (人)	構成比 (%)	前年度	
				職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	16	14.2	15	13.6
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	13	11.6	13	11.8
3級	主任の職務	20	17.9	21	19.1
4級	係長若しくは主査又はこれらに相当する職務	42	37.5	40	36.4
5級	(1) 課長補佐又はこれに相当する職務 (2) 課長、主幹又はこれらに相当する職務	6	5.4	7	6.4
6級	(1) 特に重要な業務を所掌する課長又は主幹若しくはこれらに相当する職務 (2) ブドウ・ブドウ酒研究所長の職務 (3) 会計管理者の職務	15	13.4	14	12.7
合計		112	100	110	100.0

(注) 池田町職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表の職務の級区分に応じた一般行政職（税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除く一般職に属する職員をいう。以下において同じ。）の職員数である（定年延長者及び再任用者を除く）。

(2) 職員の人事評価の状況

人事評価の実施状況（令和5年度）

対象者及び 各評価段階の 評価者	被評価者	自己評価	1次評価者
	係員、係長・主査	本人	所属課長等
	管理職	本人	副町長又は教育長
評価期間	4月1日～3月31日		
評価項目	姿勢・業績評価		

(注) 人事評価制度の改正に伴い、能力評価の実施時期が変更になったため、令和5年度の能力評価は未実施。

(3) 職員の給与の状況

ア 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 〔年度末〕 (人)	歳出額 [A] (千円)	実質収支 (千円)	人件費 [B] (千円)	人件費率 [B/A] (%)	前年度の人件費率 (%)
5,980	8,464,361	221,778	1,177,840	13.9	15.0

(注) 1 普通会計決算額であるため、特別会計及び企業会計に係る人件費等は含まない（次のイにおいて同じ。）。

2 表中「人件費」には、議員、委員、特別職等に係る報酬・給与が含まれている。

イ 職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

職員数 〔A〕 (人)	給 与 費				一人当たり給与費 〔B/A〕 (千円)
	給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計〔B〕 (千円)	
113	395,724	81,993	157,960	635,677	5,625

ウ 職員の平均の給料月額、平均年齢及び初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		平均給料月額 (百円)	平均年齢 (歳)	初任給 (円)
一般行政職	大学卒	3,243	42.0	196,200
	短大卒	3,461	46.7	176,100
	高校卒	2,797	38.3	166,600
	再任用	2,717	61.7	
	全平均	3,083	42.0	

エ 学歴別及び経験年数別の職員の平均の給料月額の状況（令和6年4月1日現在）（単位：百円）

区 分		経験年数					
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
一般行政職	大学卒	2,856	3,287		3,774	3,937	3,952
	短大卒	2,691		3,463	3,640	3,859	3,977
	高校卒	2,352	3,020		3,663	3,796	3,640
	再任用						2,717
	全平均	2,736	3,261	3,463	3,751	3,882	3,491

オ 職員に対する手当の状況

(ア) 期末・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

区 分	池田町			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	2.25月分 (1.175月分)	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	2.25月分 (1.175月分)
12月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	2.25月分 (1.175月分)	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	2.25月分 (1.175月分)
計	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	4.5月分 (2.35月分)	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)	4.5月分 (2.35月分)
職制上の段階、職務の 級等による加算措置	有			有		
1人当たり平均支給額 (令和5年度実績)	期末手当		822千円			
	勤勉手当		679千円			

(注) 1 表中（ ）内は再任用職員の月数

2 表中「1人当たり平均支給額」は、当該年度の実支給年額（基準日に在職する職員の支給年額の合算）を当該年12月分の支給期日に在職する支給実績職員数で除して平均したものである。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

区 分		池田町		国	
		自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分	34.7355月分	40.80375月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分

その他の加算措置	定年前早期退職加算措置 (2%~45%加算)	定年前早期退職加算措置 (2%~45%加算)
退職時特別昇給	無	無
1人当たり平均支給額 (令和5年度実績)	5,339千円	

(注) 表中「1人当たり平均支給額」は、当該年度中に退職した職員に支給された退職手当の合計額を当該退職者数で除して平均したものである。

(ウ) 特殊勤務手当

a 種類及び支給単価等 (令和6年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給単価
1 感染症防疫救済作業手当	感染症患者等の救護、感染症菌の附着した物件等の処理、感染症菌の検査等に従事したとき	日額 500円
2 野犬掃とう業務手当	犬の捕獲又はと殺処分等の掃とう作業に従事したとき	日額 1,000円
3 火葬業務従事手当	火葬業務に従事したとき	日額 1,000円
4 行路死亡人取扱手当	行路死亡人等の死体の収容取扱作業に従事したとき	日額 3,000円
5 有毒動物など駆除等業務手当	蜂などの有毒動物の駆除業務に従事したとき	日額 1,000円

b 支給実績等 (各特殊勤務手当合計)

区分	全職種
支給実績 (令和5年度決算)	215千円
支給職員1人当たり平均支給額 (令和5年度決算)	35,833円
職員全体に占める特殊勤務手当支給職員の割合 (令和5年度実績)	4.20%

(エ) 時間外勤務手当

区分	全職種
支給実績 (令和5年度決算)	43,372千円
1人当たり平均支給額 (令和5年度決算)	364,475円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 表中「1人当たり平均支給額」は、当該年度の実支給総額を当該年度末に在職する時間外勤務手当支給対象職員数で除して平均したものである。

(オ) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

区分	内容	手当額		国との相違
扶養手当	扶養親族 (他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者) のある職員に支給	配偶者	月額 6,500円	同
		子	月額 10,000円	
		子 (配偶者がいない場合) うち1人	月額 10,000円	
		父母等	月額 6,500円	
		父母等 (配偶者がいない場合) うち1人	月額 6,500円	
		特定期間 (16歳から22歳まで) の加算	月額 5,000円	

住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け月額7,500円を超える家賃を支払っている職員に支給	家賃23,000円未満は、家賃から7,500円を控除した額。家賃23,000円以上は、23,000円を越えた額の2分の1の額に15,500円を加えた額。限度額29,000円	異	
	自ら居住するため住宅を所有する職員に支給（世帯主である職員に限る）	月額15,000円		
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用すること及び運賃等の負担をすることを常例とする者であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上である職員に支給	6ヶ月定期券の価格相当額による一括支給（1ヶ月の最高限度額は55,000円とする。）	同	
	通勤のために自動車等の使用を常例とする者であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上である職員に支給	距離に応じて月額2,000円～31,600円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	職務の級及び職種区分に応じて 月額36,000円～48,000円	異	
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日・祝日・年末年始の休日等又はこれら週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給	1回の勤務につき8,000円 （勤務が6時間を超える場合は12,000円、平日午前0時から午前5時までは6,000円）	異	
特地勤務手当	交通条件など生活の不便な地に所在する出先機関に勤務する職員に対して支給	月額8,000円	異	
地域手当	国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員等に対して、給与水準を派遣先の民間賃金水準との地域間格差が生じる等の事情を考慮して、その格差を調整するために支給する手当	（給料月額+扶養手当）×支給割合 支給割合 1給地:100分の20 2給地:100分の16 3給地:100分の15 4給地:100分の12 5給地:100分の10 6給地:100分の6 7給地:100分の3	同	
単身赴任手当	異動等に伴い、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給する手当	距離に応じて月額30,000円～100,000円	同	
宿日直手当	職員が宿直又は日直を命ぜられたとき	①宿直・日直 平日1回4,400円 ②半日勤務時間が割り振られた日の退庁時から引き続く宿直 1回6,600円	同	
寒冷地手当	基準日に、常時勤務する職員に対し11月から3月まで分割して支給	世帯主 扶養親族のある職員	131,900円	同
		扶養親族ない職員	72,900円	
		その他	51,700円	

カ 特別職等の職員の給与の状況（令和6年4月1日現在）

区分	給料又は報酬の月額	寒冷地手当の支給	期末手当の支給割合
町長	732,000円	有	6月期 2.25 月分 12月期 2.25 月分 計 4.5 月分 加算措置 無
副町長	613,000円	有	
教育長	550,000円	有	
議長	296,000円	無	
副議長	234,000円	無	
議員	185,000円	無	

支給実績 (令和5年度決算)	町長の給料 8,784千円 副町長の給料 7,356千円 町長の期末手当及び寒冷地手当 3,246千円 副町長の期末手当及び寒冷地手当 2,831千円 教育長の給料 6,600千円 教育長の期末手当及び寒冷地手当 2,607千円 議員(議長・副議長を含む。)の報酬 28,623千円 議員(議長・副議長を含む。)の期末手当 10,967千円
-------------------	---

キ 職員の給与の削減のための特例措置の状況(令和6年4月1日現在)

削減項目	内容	削減額(普通会計予算)
給料	無し	—
期末・勤勉手当	無し	—

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 職員の勤務時間(令和6年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

- (注) 1 表中「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。
2 給食センター等、役場庁舎以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態となる場合がある。

イ 職員の年次有給休暇の取得状況(令和5年1月1日~令和5年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
5,540日	1,819.8日	145人	12.6日	32.8%

- (注) 1 表中「全対象職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した一般職員(交替制勤務職員を除く)の合計数とし、当該期間の途中で採用された職員、退職した職員、当該期間中に育児休業等の事由がある職員及び派遣職員を除く。
2 表中「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計である。
3 表中「総取得日数」は、全期間在職した職員の取得した年次有給休暇の合計である。

ウ 職員の時間外勤務の状況(令和5年度実績)

月別	時間外勤務時間数(時間)
4月	2,757
5月	1,178
6月	1,233
7月	1,377
8月	882
9月	1,222
10月	1,305
11月	1,353
12月	1,026
1月	1,326
2月	1,136
3月	1,481
合計	16,276
職員1人当たり年間平均	134.5

- (注) 1 表中「時間外勤務時間数」は、当該年度中において職員が実際に行った時間外勤務の当該時間の月別合計である。
2 表中「職員1人当たり年間平均」は、時間外勤務時間数の合計を当該年度末に在職する時間外勤務手当支給対象職員数で除して平均したものである。

(5) 職員の休業に関する状況

ア 育児休業等の取得状況 (令和5年度)

	育児休業	部分休業	育児短時間業務
男性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	0人	3人	0人
	0人	0人	0人
計	0人	3人	0人
	0人	0人	0人

(注) 取得者数の上段は令和5年度に新たに取得した者、下段は令和3年度以前から引き続き取得している者の人数である。

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 職員の分限の件数 (令和5年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び同条第2項第1号	0	0	2	2
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
条例で定める事由による場合	第27条第2項			0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者					0
合計		0	0	2	2

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき分限処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

イ 職員の懲戒の件数 (令和5年度)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	2	0	0	0	2
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	2	0	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合計		4	0	0	0	4

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

(7) 職員のサービスの状況

ア 営利企業等の従事の許可の件数 (令和5年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	10	10

(注) 一般職員の地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事の許可の状況である。

(8) 職員の退職管理の状況

再就職情報の届出制度等なし。

(9) 職員の研修の状況

ア 職員の研修の実施状況（令和5年度）

研修の名称 (派遣先等)	研修の内容	実施回数	修了者数
職場外研修（北海道、十勝町村会・十勝定住自立圏）	新規採用職員基礎研修 他	8回	23人
職場外研修（北海道市町村職員研修センター）	財務実務研修 他	14回	21人
職場外研修（その他）	自治大学校研修 他	6回	14人
職場内研修（町独自研修）	新規採用職員研修 他	3回	231人

(注) 地方公務員法第39条の規定に基づき、任命権者が行う職員の研修（総務課所管研修）の状況である。

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 職員の厚生制度の状況（令和5年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	職員健康診断事業	総合健診の実施 定期健康診断の実施 蜂アレルギー抗体検査の実施 蜂アレルギー抗体検査陽性反応者へのエピペン処方
職員の元気回復に関すること	未実施	
その他職員の厚生に関すること	北海道市町村共済組合実施のセミナーへの参加	退職準備型セミナー参加

(注) 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

イ 職員の公務災害補償の状況

(ア) 公務災害（令和5年度）

受理件数	認定件数			取り下げ件数 (今年度以前受理分を含む)
	公務災害該当	公務災害非該当	認定請求中	
6	5	0	1	0

(注) 地方公務員災害補償法に基づく職員（会計年度任用職員を含む。）の公務災害補償の状況である（次の(イ)において同じ）。

(イ) 通勤災害（令和5年度）

受理件数	認定件数			取り下げ件数 (今年度以前受理分を含む)
	通勤災害該当	通勤災害非該当	認定請求中	
0	0	0	0	0

2 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求の件数（令和5年度）

区 分	前年度末現在 未処理件数	措置要求件数	処理件数	措置要求に係る件数		年度末現在 未処理件数
				前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の措置 要求件数に係る 処理件数	
給 与	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求をした場合も職員1人をもって1件としている。また1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求をした場合は、それぞれを1件としている。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

ア 不利益処分に関する審査請求の件数（令和5年度）

区 分	前年度末現在 未処理件数	審査請求 件数	処理件数	審査請求に係る件数		年度末現在 未処理件数
				前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の措置 要求件数に係る 処理件数	
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、審査請求をした個々の職員1人をもって1件としている。

(3) 苦情処理の状況

ア 苦情処理の件数（令和5年度）

該当なし